

(別紙)

(訳文)

ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とハンガリー政府との間の協定 (案)

日本国政府及びハンガリー政府（以下それぞれ「締約国政府」という。）（以下「両締約国政府」と総称する。）は、

両国の間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国の間の相互理解を促進することを目的としてそれぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正當に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

## 第一条

日本国政府は、ハンガリーに居住する同国国民が次の(a)から(i)までに掲げる要件を全て満たす場合において、適当と認めるときは、当該国民に対し、ワーキング・ホリデー査証を無償で発給する。

- (a) 主として休暇を過ごすために日本国に入国する意図を有すること。
- (b) 当該査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (c) 被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が日本国政府から発給された当該査証又はその他の査証を所持する場合を除く。）。
- (d) 少なくとも予定される滞在の間有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- (e) 日本国における滞在の当初の期間生計を維持するための相当な資金を所持すること。
- (f) 滞在終了時に日本国を出国する意図を有し、かつ、滞在中ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこと。
- (g) 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を日本国政府から受けていないこと。
- (h) 健康であること及び犯罪経歴を有しないこと。
- (i) 滞在中、日本国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

## 第二条

ハンガリー政府は、次の(a)又は(b)に規定する日本国民の申請に基づき、

(a) 査証なしで既にハンガリーの領域に入国している者（この場合において、一時滞在許可証の申請者は、全世界のハンガリーの外交代表又は同国にある移民難民局に対してその取得可能性について事前に照会を行っていることが望ましい。）

(b) 一時滞在許可証を受け取るための資格をその所持者に与える査証であつて、在日本国ハンガリー大使館において申請されたものを有する者

当該日本国民が次の(i)から(ix)までに掲げる要件の全てを満たすときは、当該日本国民に対し、数次入国について有効であり、かつ、発給の日から一年間ハンガリーで有効である一時滞在許可証を無償で発給する。

- (i) 主として休暇を過ごすためにハンガリーに入国する意図を有すること。
- (ii) 当該一時滞在許可証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (iii) 被扶養者を同伴しないこと（被扶養者がハンガリー政府から発給された一時滞在許可証又はその他の査証を所持する場合を除く。）。
- (iv) 少なくとも予定される滞在の間効力を有する有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はそのような

切符を購入するための十分な資金を所持すること。

- (v) ハンガリーにおける滞在の当初の期間生計を維持するための相当な資金を所持すること。
- (vi) 滞在終了時にハンガリーを出国する意図を有し、かつ、滞在の間ワーキング・ホリデー制度の参加者としての在留資格を変更しないこと。
- (vii) 以前に一時滞在許可証の発給をハンガリー政府から受けていないこと。
- (viii) 健康であること及び犯罪経歴を有しないこと。
- (ix) 滞在中、ハンガリーにおいて効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

### 第三条

1 日本国政府は、ハンガリー国民に対し、在ハンガリー日本国大使館において、第一条に規定する査証を申請することを許可する。必要な場合には、申請者は、資格を決定するために同大使館の代表者による面接を受ける。

2 ハンガリー政府は、日本国民に対し、前条に規定する一時滞在許可証を受け取るための資格をその所持者に与える査証又は一時滞在許可証を申請することを許可する。必要な場合には、申請者は、資格を決定

するため、在日日本国ハンガリー大使館の代表者又はハンガリーにある移民難民局地方事務所の職員による面接を受ける。

#### 第四条

1 日本国政府は、日本国の有効なワーキング・ホリデー査証を所持するハンガリー国民に対し、入国の日から一年までの期間、日本国における滞在を許可する。

2 第二条(a)に規定する日本国民であつて、査証なしでハンガリーの領域に入国し、一時滞在許可証を発給されたものは、当該許可証の発給の日から一年までの期間、ハンガリー政府によって同国における滞在を許可される。同条(b)に規定する日本国民であつて、一時滞在許可証を受け取るための資格をその所持者に与える査証を発給されたものは、ハンガリーに到着した後三十日以内に同国にある移民難民局地方事務所で一時滞在許可証を無償で受領する。当該同条(b)に規定する日本国民は、当該許可証の発給の日から一年までの期間、ハンガリー政府によってハンガリーにおける滞在を許可される。

3 各締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従い、1又は2に規定する他方の国の国民に対し、旅行資金を補うために休暇の付随的な活動として就労許可証なしに就労することを認める。

## 第五条

各締約国政府は、他方の国の国民に対し発給する第一条に規定する査証又は他方の国の国民に対し発給する第二条に規定する一時滞在許可証の数を毎年決定し、他方の締約国政府に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

## 第六条

いずれか一方の国の国民であつて、ワーキング・ホリデー制度の参加者として他方の国に入国したものは、滞在の間、当該他方の国において効力を有する法令に従う。

## 第七条

この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従つて実施される。

## 第八条

1 　いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要な国内手続の完了を書面により通報する。この協定は、それらの通報が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

- 2 この協定の解釈に関するいかなる紛争も、両締約国政府により、外交上の経路を通じて解決される。
- 3 この協定の改正については、いつでも両締約国政府間で交渉することができる。これらの改正は、書面により行われる。この協定の条項については、いつでも外交上の経路を通じた両締約国政府間の協議の対象とすることができる。
- 4 いずれの締約国政府も、前記の規定の全部又は一部の実施を公の政策上の理由により一時的に停止することができる。このような停止は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。
- 5 いずれの締約国政府も、三箇月前までに他方の締約国政府に対して書面により通告することにより、この協定を終了させることができる。
- 6 この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府が外交上の経路を通じて別段の決定をする場合を除くほか、各締約国政府は、その終了又は停止の日において第一条に規定する有効な査証又は第二条に規定する一時滞在許可証を発給されている他方の国の国民の入国又は滞在の希望について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年二月 日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

ハンガリー政府のために